

高松市新型インフルエンザ対応マニュアル

平成21年10月改定

高松市

目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 流行規模および被害の想定	2
3 対策の基本方針	3
4 対策推進のための役割分担	4
5 危機管理体制	5
(1) 組織の概要	5
(2) 各部局の役割	8
6 発生段階と対策の概要	14
(1) 発生段階と危機管理レベル	14
(2) 各段階における対策	16
(3) 発生段階別の対策(主要項目別)	20
○用語解説	31

1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルスとは異なり、毒性が高い場合は被害が甚大であり、過去に大正7（1918）年のスペインかぜが大流行した際は、世界中で約4千万人、我が国でも約39万人が死亡したと推定されている。その後も昭和32（1957）年のアジアかぜ、昭和43（1968）年の香港かぜと毒性が低いものの、歴史に残る大流行を繰り返してきており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、WHO（世界保健機関）は、高病原性鳥インフルエンザウイルスの変異で、人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスが出現する可能性が、かつてないほど高まっていると警告を出しており、そのような状況の中、平成21年4月、豚インフルエンザに由来する新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生した。その毒性は低いものの、季節性インフルエンザに類似し、感染力が強いことから、日本でも多数の患者が発生している。

国においては、平成17年12月、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「国行動計画」という。）を策定し、医療体制の確保を中心に体制整備を進めてきたが、水際対策など新型インフルエンザ対策の強化や、科学的知見の更なる蓄積を踏まえ、平成21年2月、国行動計画は抜本的に改定された。

本市では、新型インフルエンザ対策を、社会機能を維持すべき重大な危機事案として捉え、全庁的な危機管理体制の下、迅速かつ効果的な新型インフルエンザに関する総合対策を推進することにより、市民の健康を守り、安全・安心な生活を確保するため、国行動計画や、「香川県新型インフルエンザ対策行動計画（平成21年9月改定）」（以下「県行動計画」という。）に沿って「高松市新型インフルエンザ対応マニュアル」の大幅な改定を行うこととした。

なお、本マニュアルは高松市の新型インフルエンザ対策行動計画として位置づけ、各種対策については、強毒性および弱毒性双方に対応しているが、発生したウイルスの感染力や毒性などの特徴を踏まえ、国・県の動向や症例等を見極めながら柔軟に対応を図るものとする。

2 流行規模および被害の想定

ア 高病原性鳥インフルエンザ等強毒性の場合

- ※ 国行動計画・県行動計画を基に推計
- ① 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患
 - ② 医療機関を受診する患者数を約1,300～2,500万人と推計
 - ③ 入院患者数及び死亡者数は、新型インフルエンザがスペインかぜと同程度（致死率2.0%）の場合の上限値と推計

	全国	香川県	高松市
医療機関受診者数	約2,500万人	約196,000人	約82,000人
入院患者数	約200万人	約15,700人	約6,600人
死亡者数	約64万人	約5,000人	約2,100人

イ 新型インフルエンザ（A/H1N1）等弱毒性の場合

- ※ 厚生労働省の「流行シナリオ」（平成21年8月28日）を基に推計
- ① 国内の患者数は人口の20%（約2,500万人）
 - ② 入院率1.5%（約38万人）
 - ③ 重症化率0.15%（約3万8千人）

	全国	香川県	高松市
発症者数	約2,500万人	約200,000人	約84,000人
入院患者数	約38万人	約3,000人	約1,300人
重症者数	約3万8千人	約300人	約130人

社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから、地域差や業態による差があるものの、強毒性の場合、全国的に従業員本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。また、市民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会や外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等の生活関連物資が不足する恐れもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることを予想される。

3 対策の基本方針

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。さらに、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動可能な今日、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入は避けられないと考えるべきである。

ひとたび国内で発生すれば、感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済機能の破綻が危惧される。こうした事態を生じさせないよう、本市で新型インフルエンザが発生した場合は、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

＜市内で新型インフルエンザが発生した場合の基本方針＞

- 1 市内での感染拡大を阻止し、健康被害を最小限に抑える。
- 2 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

鳥インフルエンザが変異し、人から人へ感染する新型インフルエンザはまだ発生していないが、平成21年4月に豚インフルエンザから新型インフルエンザが発生するなど、今後どのような新型インフルエンザが発生するかは不明であり、対策についても不確定要素が大きい。過去のインフルエンザの大流行の経験等を踏まえれば、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを負うことにつながりかねない。

そのため、本市においては、感染拡大のできるだけ早い段階でその毒性の強弱などの特性を把握し、県、医療機関、民間事業者等との連携を図りながら、適切な対策を講じる必要がある。

また、新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については、随時、最新の科学的知見を取り入れ、見直す必要があることから、本マニュアルについては、適時見直し、修正するものとする。

4 対策推進のための役割分担

(1) 市

新型インフルエンザ対策については、国や県、関係機関と連携しながら、本マニュアルに基づき推進することとなるが、本市の主な役割は以下のとおりである。

- 市は、地域の実情に応じた対策を弾力的に実施する。
- 独居高齢者や障がい者等の在宅要援護者への対策を行う。
- 発熱外来の設置や患者の入院措置など、医療対策を行う。
- 市役所という公共サービス提供者であるとともに、水道等社会機能維持に関わる事業者としての社会的使命を果たすため、業務継続体制を確立する。

(2) 市民

市民には、国・県・市による広報や、マスコミ報道に常に関心を払い、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、咳エチケット等感染予防を行い、食料品・生活必需品等の備蓄や、外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。

また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

(3) 医療機関

高松市医師会や郡医師会は、県や県医師会と協力し、医療機関や医療機関への受診者への情報提供および感染予防のための普及啓発に努める。医療機関は新型インフルエンザ患者等の受診に備え、保健所等関係機関と連携して、受入れなど必要な体制を整える。

(4) 社会機能の維持に関わる事業者

公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の市民生活を保障し、社会的機能を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画の策定や、従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行う。

(5) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、不急の事業を縮小することが望まれる。特に、不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業自粛が求められる。

5 危機管理体制

新型インフルエンザ対策は、一つの感染症対策という枠を越えた「危機管理」の視点による取組みが求められるため、次のとおり、発生段階に応じた危機管理体制を定める。

(1) 組織の概要

区分	高松市新型インフルエンザ対策連絡会	高松市新型インフルエンザ対策幹事会	高松市新型インフルエンザ対策本部
本部長 会長等	会長：健康福祉部長 副会長：保健所長	幹事長：健康福祉部長 副幹事長：保健所長	本部長：市長 副本部長：副市长
構成員	関係課長等	関係課長等	各部署長等
事務局	保健対策課	保健対策課	危機管理課
設置根拠	高松市新型インフルエンザ対策実施要綱第3条	同左要綱第4条	同左要綱第7条
設置・開催基準	前段階（未発定期）	第一段階（海外発定期） （なお、対策本部の専門部会として、第二段階～第四段階においても必要に応じ開催する。）	第二段階（国内発定期） 第三段階（県・市内発定期） 早期・感染拡大期・まん延期・回復期 第四段階（小康期）
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに係る啓発 ・新型インフルエンザに係る情報収集 ・新型インフルエンザ予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに係る啓発 ・新型インフルエンザに係る情報収集 ・新型インフルエンザ予防対策 ・国内発生に備えた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザに係る啓発 ・新型インフルエンザに係る情報収集 ・新型インフルエンザ予防対策 ・まん延防止対策 ・医療体制の確保 ・社会機能の維持

①高松市新型インフルエンザ対策連絡会（未発定期）

新型インフルエンザ発生前において、総合的な対策を実施・決定するため、健康福祉部長は、「高松市新型インフルエンザ対策連絡会」（以下「連絡会」という。）を常置し、必要に応じ会議を開催する。

この連絡会では、平常時における情報の共有・分析のほか、全庁的対応を要する事項について協議・検討する。また、市民に対し、新型インフルエンザ予防に係る啓発や、新型インフルエンザ発生前後における対策の検討を行う。

また、海外で新型インフルエンザ発生が疑われる場合は、海外発生時に設置の「高松市新型インフルエンザ対策幹事会」の開催準備や、相談窓口・発熱電話相談センターの設置準備を庁内関係部局に依頼するとともに、初動対処方針を確認し、全庁的な体制の構築を図る。

[高松市新型インフルエンザ対策連絡会の構成]

区 分	構 成 員
会 長	健康福祉部長
副 会 長	保健所長
委 員	保健所次長，健康福祉部次長，地域政策課長，危機管理課長，広聴広報課長，健康福祉総務課長，介護保険課長，障がい福祉課長，長寿福祉課長，こども未来課長，保育課長，保健対策課長，感染症対策室長，地域医療対策室長，生活衛生課長，保健センター長，市民病院事務長，塩江病院事務長，香川病院事務長，消防防災課長，保健体育課長

②高松市新型インフルエンザ対策幹事会（海外発生期）

海外において新型インフルエンザが発生した場合，市長は，「高松市新型インフルエンザ対策幹事会」（以下「対策幹事会」という。）を設置する。

対策幹事会は，健康福祉部長を幹事長とし，情報の共有を行い，海外発生期に実施する対策と国内発生期に備えた対策に関する市の方針を決定し，市民に周知するとともに，関係機関に協力を要請する。

[高松市新型インフルエンザ対策幹事会の構成]

区 分	構 成 員
幹 事 長	健康福祉部長
副 幹 事 長	保健所長
幹 事	健康福祉部次長，企画課長，地域政策課長，都市交流室長，総務課長，人事課長，危機管理課長，広聴広報課長，財政課長，健康福祉総務課長，介護保険課長，障がい福祉課長，長寿福祉課長，こども未来課長，保育課長，生活衛生課長，保健センター長，地域包括支援センター長，経営管理課長，環境総務課長，商工労政課長，農林水産課長，都市計画課長，消防局総務課長，消防防災課長，経営企画課長，教育部総務課長，保健体育課長，監査課長
事 務 局	保健対策課

③高松市新型インフルエンザ対策本部（国内発生期）

国内において新型インフルエンザが発生した場合，市長は，「高松市新型インフルエンザ対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

対策本部は，市長を本部長，副市長を副本部長，各部局長等を本部員とし，情報の共有を行い，国内発生期に実施する対策と県内・市内発生期に備えた対策に関する市の方針を決定し，市民に周知するとともに，関係機関に協力を要請する。

[高松市新型インフルエンザ対策本部の構成]

区 分	構 成 員
本 部 長	市 長
副 本 部 長	副 市 長
本 部 員	水道事業管理者，教育長，市民政策部長，総務部長，財務部長，健康福祉部長，病院部長，環境部長，産業経済部長，都市整備部長，教育委員会教育部長，消防局長，議会事務局長
事 務 局	危機管理課

[対策本部の班体制]

班名	担当部局	担当課	業務内容
総務班	総務部 健康福祉部	○危機管理課 健康福祉総務課 [交通政策室] [商工労政課] [農林水産課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ対策の総括に関する事 ● 対策本部の運営に関する事 ● 本部長の命令および指示の伝達に関する事 ● 香川県新型インフルエンザ対策本部との連絡調整に関する事 ● 関係機関や各部局等からの被害情報，新型インフルエンザ対策実施状況等に関する情報の収集に関する事 ● 新型インフルエンザ対策における市民および事業者に対する協力要請に関する事
医療班	健康福祉部 病院部 消防局	○保健対策課 (感染症対策室，地域医療対策室) 保健センター 地域包括支援センター 経営管理課 消防防災課	<ul style="list-style-type: none"> ● 発熱電話相談センターに関する事 ● 発熱外来に関する事 ● 医師会との連絡調整に関する事 ● 患者の搬送に関する事 ● 香川県新型インフルエンザ対策本部（医療班）との連絡調整に関する事
保健対策班	健康福祉部	○保健対策課（感染症対策室） 生活衛生課 保健センター 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 疫学調査に関する事 ● 検体輸送に関する事 ● 患者・家族に対する保健指導に関する事 ● 汚染箇所の消毒方法の指導に関する事
動員班	総務部	○人事課	● 職員の動員配備に関する事

広報班	総務部	○広聴広報課	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策本部の記者発表資料の報道機関対応に関すること ● 市民向けの新型インフルエンザ情報の発信に関すること ● 市民からの照会・問い合わせに関すること
-----	-----	--------	--

(注) ○を付した課が当該班の責任課となる。

[] 内の課は必要に応じ編入する。

(2) 各部署の役割

各部署においては、新型インフルエンザ対策として、次の共通対応事項に取り組むものとする。なお、共通対応事項は基本的な対策として定めているが、実際の感染状況等を踏まえ、国・県の動向を見ながら柔軟に対応を図るものとする。

■ 共通の基本的対策

部 局 名	主な共通対応事項
全部局	【強毒性・弱毒性共通】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ関連情報の収集 ○ 市民・利用者への情報提供と相談体制の確立 ○ 関係機関・団体への情報提供 ○ 職員の感染予防と健康管理 ○ 業務継続体制の確保 ○ 他部局への応援
	【強毒性の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に対し、外出自粛を要請 ○ 学校・保育施設等の臨時休業を要請 ○ 社会福祉施設のうち、入所施設については、運営を継続しながら施設内での感染予防・まん延防止策の徹底を要請、通所施設については、業務の休止または縮小を要請 ○ 事業者に対し、不急の業務を縮小するよう要請。なお、社会機能の維持に関わる事業者に対しては、事業継続に向けた取組みを要請 ○ 集会等の自粛を要請 ○ 集客施設については、原則臨時休業を要請
	【弱毒性の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に対し、外出自粛要請は行わないが、感染防止に努めるよう注意喚起 ○ 患者が発生した学校・保育施設等に対し、必要に応じ臨時休業や、登所・登園の自粛を要請 ○ 社会福祉施設については、施設内での感染拡大防止策を講じるよう要請。また、通所施設内で患者が発生したときは、必要に応じ利用の自粛を要請

	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対し、職場内における感染拡大防止策を講じることを検討するよう要請 ○集会等については、一律に開催自粛の要請は行わないが、必要に応じ、感染拡大防止策を講じるよう要請 ○集客施設については、一律に運営自粛の要請は行わないが、必要に応じ、感染拡大防止策を講じるよう要請
--	--

※学校・保育施設等…学校，保育施設のほかに，放課後児童クラブ，児童館等

※集客施設…集会施設，美術館，図書館，博物館，映画館，体育館等

各部局においては，前記共通対応事項，対策本部各班業務のほか，本来業務の継続体制を整えるとともに，新型インフルエンザ対策として，次の個別対応事項に取り組むものとする。この中には，共通対応事項に対する各部局の具体的取組内容の一部も含んでいる。

■個別対策

部 局 名	主な個別対応事項
市民政策部	【強毒性・弱毒性共通】 <ul style="list-style-type: none"> ○各支所・出張所から地域住民への情報提供 ○各コミュニティ協議会・連合自治会への情報提供ならびに協力要請 ○各地域への情報提供および協力要請 ○指定管理者管理施設については，指定管理者を通じて，ホームページに掲載するとともに，来館者に対し，新型インフルエンザの発生状況などの情報を提供 ○支所・出張所・コミュニティ協議会を通じた地域の情報収集 ○施設への消毒液の設置および窓口職員へのマスク等防護資材の着用指示 ○外国人への情報提供と生活支援
	【強毒性の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ○施設の閉鎖（支所・出張所を除く） ○市主催のイベント・行事等の中止 ○指定管理者，貸館利用者へイベント・行事等の自粛依頼 ○遺体安置所設置の検討 ○火葬場運営計画の検討
	【弱毒性の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ○市主催のイベント・行事等での感染拡大防止措置
総務部	【強毒性・弱毒性共通】 <ul style="list-style-type: none"> ○市長・副市長の安全確保と業務調整 ○職員への安全策と予防策の周知啓発 ○感染疑いの職員に対する受診指導，感染した職員に対する療養命令 ○新型インフルエンザの発生状況および市内各種施設の対応状況などについての正確な情報の発信 ○市政記者クラブ加盟報道機関との連絡・調整

	<p>【強毒性の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画に基づく全庁的応援体制の構築
	<p>【弱毒性の場合】</p>
<p>財務部 (出納室含む)</p>	<p>【強毒性・弱毒性共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算の措置・確保 ○必要な資器材等の調達支援 ○本庁舎の衛生確保・管理 ○来庁者の感染防止
	<p>【強毒性の場合】</p>
	<p>【弱毒性の場合】</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>【強毒性・弱毒性共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ協議会等に対し、要援護者台帳等の配布、在宅要援護者の健康状況等の確認実施 ○社会福祉施設等に対する情報発信、施設内感染予防対策の周知 ○発熱電話相談センターの設置 ○疫学調査の実施 ○香川県環境保健研究センターへの検体輸送 ○患者・家族への保健指導 ○消毒方法の指導 ○各関係団体へ新型インフルエンザの発生状況、対応状況等について正確な情報発信
	<p>【強毒性の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅要援護者への生活支援 ○保育所の児童、職員が感染した場合の閉所措置もしくは要請 ○状況に応じて、保育が必要な子どもの保育の実施 ○老人福祉センター等施設の閉鎖もしくは閉鎖要請 ○保健センター事業の中止検討 ○市有施設への発熱外来設置検討 ○各世帯における食料、生活必需品等の備蓄の周知徹底 ○県と連携し、市内社会福祉施設の休止措置、入所施設の感染予防策の徹底強化 ○在宅要援護者の安否確認 ○講習会等各種行事の開催自粛要請 ○各種講習会の中止 ○旅館、興行場、公衆浴場等の休業要請 ○被保護世帯への定期訪問の中止検討 ○地域包括支援センター事業の中止検討

	<p>○状況に応じて児童館の閉鎖もしくは閉鎖要請</p> <p>【弱毒性の場合】</p> <p>○保育所の児童，職員が感染した場合，状況に応じて登所・登園の自粛もしくは要請（5日から7日程度）</p> <p>○高齢者等の通所サービス事業の利用者，事業従事者が感染した場合，状況に応じて保育所の対応に準じて利用の自粛もしくは利用の自粛を要請（5日から7日程度）</p> <p>○状況に応じて児童館の利用自粛要請</p>
病院部	<p>【強毒性・弱毒性共通】</p> <p>（3病院共通）</p> <p>○新型インフルエンザについての情報収集と院内感染防止対策の徹底</p> <p>○抗インフルエンザ薬，感染防護資器材の補充</p>
	<p>【強毒性の場合】</p> <p>（3病院共通）</p> <p>○発熱外来の設置</p> <p>○入院患者の転院先の確保</p> <p>○職員の配置変更（医師・看護師等の応援体制の確保）</p> <p>（市民病院）</p> <p>○一般病棟からインフルエンザ病棟への変更</p> <p>○インフルエンザ病棟への変更のための設備確認</p>
	<p>【弱毒性の場合】</p> <p>（3病院共通）</p> <p>○外来待合の確保</p>
環境部	<p>【強毒性・弱毒性共通】</p> <p>○飛沫感染・接触感染の防止策の徹底（収集・運搬，西部・南部クリーンセンター，衛生処理センター）</p> <p>○委託業者，許可業者に対する感染予防策の指導・支援</p> <p>○市民等に対する一般廃棄物の減量・排出抑制等の周知啓発</p>
	<p>【強毒性の場合】</p> <p>○可燃ごみの重点的収集</p> <p>○まん延期の破碎ごみ・資源ごみ収集の一時停止の検討</p> <p>○まん延期の粗大ごみ収集の一時停止</p> <p>○南部・西部クリーンセンター・環境プラザの見学受入の中止</p> <p>○環境プラザの出前講座の一時停止</p>
	<p>【弱毒性の場合】</p> <p>○可燃ごみ・破碎ごみ・資源ごみの収集継続</p> <p>○まん延期の粗大ごみ収集の一時停止</p>

産業経済部	【強毒性・弱毒性共通】 <input type="checkbox"/> 商工会議所，商工会，企業団体等を通じて，事業所の状況確認と対応方策などについて正確な情報発信 <input type="checkbox"/> 農林水産関係団体に対する正確な情報発信 <input type="checkbox"/> 観光・宿泊事業者への情報提供と感染予防策の指導 <input type="checkbox"/> 県家畜保健衛生所と連携し，養鶏・養豚農家を含む畜産農家への飼養衛生管理基準遵守の指導
	【強毒性の場合】 <input type="checkbox"/> 融資制度等の活用による事業所の業務継続支援 <input type="checkbox"/> 観光イベントの中止検討 <input type="checkbox"/> 競輪開催の可否について関係団体と協議 <input type="checkbox"/> 中央卸売市場の「せり」継続について市場関係団体と協議 <input type="checkbox"/> 中央卸売市場の関連業者を通じ，食料供給の確保を要請
	【弱毒性の場合】 <input type="checkbox"/> 大規模集会等において注意喚起
都市整備部	【強毒性・弱毒性共通】 <input type="checkbox"/> 公の施設管理責任者への情報提供 <input type="checkbox"/> 市営住宅入居者への情報提供および具体的対策を要請 <input type="checkbox"/> 延期可能な会合，行事等の自粛
	【強毒性の場合】 <input type="checkbox"/> 公の施設管理責任者へ，玉藻公園などの施設について利用制限など具体的対策を要請
	【弱毒性の場合】 <input type="checkbox"/> 公の施設管理責任者へ，感染拡大防止策を講じるよう要請
消防局	【強毒性・弱毒性共通】 <input type="checkbox"/> 発生状況と関係機関の対応についての情報収集 <input type="checkbox"/> 職員の健康管理 <input type="checkbox"/> 救急体制の強化等，業務継続計画の周知
	【強毒性の場合】 <input type="checkbox"/> 重症患者の搬送 <input type="checkbox"/> 感染防護資器材の追加手配 <input type="checkbox"/> 訓練の中止検討
	【弱毒性の場合】

水道局	<p>【強毒性・弱毒性共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水質監視体制の徹底 ○浄水施設の衛生管理の強化（立入制限等） ○ライフライン機能維持を主眼においた浄水場等の要員確保 ○浄水場運転管理委託業者等との連携強化 ○浄水施設における浄水処理過程で必要な薬品数の確保継続 ○業務継続のための全局的応援体制の構築 <p>【強毒性の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄水場見学の中止 ○水道資料館の閉館 <p>【弱毒性の場合】</p>
教育部	<p>【強毒性・弱毒性共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市立学校（園）の臨時休業に向けての各学校（園）および幼児・児童・生徒・保護者への対応準備 ○学校給食調理従事者の衛生管理の徹底および感染に対応した代替要員の確保 ○簡易給食等の実施確認（学校給食会との連絡調整） ○教育委員会における関連施設での情報提供 <p>【強毒性の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児・児童・生徒・教職員が感染した場合の市立学校（園）の休校（園）措置 ○市立学校（園）幼児・児童・生徒・教職員について定期的に健康状態を把握 <p>【弱毒性の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児・児童・生徒・教職員が感染した場合、状況に応じて臨時休業措置 ○市立学校（園）幼児・児童・生徒・教職員について定期的に健康状態を把握 ○感染者が発生した市立学校（園）幼児・児童・生徒・教職員について、健康状態を把握
外局 ・ 監査事務局 ・ 選挙管理委員会事務局 ・ 農業委員会事務局 ・ 議会事務局	<p>【強毒性・弱毒性共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市議会議員，行政委員への情報提供 ○本部の決定に従い，要員の派遣 <p>【強毒性の場合】</p> <p>【弱毒性の場合】</p>

6 発生段階と対策の概要

(1) 発生段階と危機管理レベル

本マニュアルは、国や県の行動計画に基づき、新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生しパンデミックを迎え小康状態に至るまでを、五つの段階に分類し、それぞれの対策を定める。

発生段階		発生・流行の状況	危機管理体制
0 前段階	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	新型インフルエンザ対策連絡会
I 第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	新型インフルエンザ対策幹事会
II 第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態 (県・市内発生早期の場合もある)	新型インフルエンザ対策本部
III 第三段階	県・市内発生早期	県・市内で新型インフルエンザが発生した状態	
	感染拡大期	患者(疑似症患者を含む)が多数発生し、発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
	まん延期	患者(疑似症患者を含む)が増加し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
	回復期	患者(疑似症患者を含む)発生が減少傾向となった(ピークを越えたと判断できる)状態	
IV 第四段階	県・市内小康期	県・市内で患者(疑似症患者を含む)発生が減少し、低い水準で停滞した状態	

※新型インフルエンザ対策幹事会は、対策本部の専門部会として、第二段階～第四段階においても必要に応じ開催する。

新型インフルエンザ対策の段階的対応図

発生段階	0	I	II	III				IV
	前段階	第一段階	第二段階	県・市内発生早期	感染拡大期	まん延期	回復期	県・市内小康期
新型インフルエンザ								県・市内で発生が停滞
							発生が減少傾向	
						大規模流行		
					発生増加			
				県・市内で発生				
			国内で発生					
		海外で発生						
危機管理体制	新型インフルエンザ対策連絡会	新型インフルエンザ対策幹事会	新型インフルエンザ対策本部					

(参考) 発生段階とフェーズ分類との対応表

発生段階	フェーズ分類
【前段階】 未発生期	フェーズ1, 2 A, 2 B, 3 A, 3 B
【第一段階】 海外発生期	フェーズ4 A, 5 A, 6 A
【第二段階】 国内発生早期	フェーズ4 B
【第三段階】 感染拡大期, まん延期, 回復期	フェーズ5 B, 6 B
【第四段階】 小康期	後パンデミック期

※ 「A」 国内非発生 「B」 国内発生

(2) 各段階における対策

各段階における目的と主な対策について、**強毒性と弱毒性**とに分けて記載する。感染拡大期等の期間は、極めて短期間となる可能性もあり、各段階での対策は、次の段階に移行して行うことも念頭に置きつつ、状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

なお、**毒性が不明の場合は、強毒性で対応**することとする。

【強毒性の場合】

■前段階（未発生期）

目的	● 新型インフルエンザ発生の情報収集と、発生に備えて体制の整備を行う。
主な対策	① 各部局は、必要な業務継続計画を策定する。 ② 事業者等は業務継続計画を策定する。 ③ 市民や関係機関に対し、感染防止等の情報提供を行う。 ④ 発生状況、感染拡大状況および被害状況を把握するサーベイランスの体制を整備する。 ⑤ 県と連携して、医療体制の整備を行う。

■第一段階（海外発生期）

目的	● 国内発生に備えて体制の整備を行う。
主な対策	① 相談窓口を設置し、ホームページ等により市民や関係機関等への情報提供を行う。 ② 海外での発生状況に関する継続的な情報収集および関係機関との情報共有を進める。 ③ 新型インフルエンザ発生地への渡航自粛等により、ウイルス侵入のリスクを軽減する。 ④ 国内発生に備え、サーベイランスを強化し、医療体制の整備を進める。 ⑤ 国の方針に基づき、県と連携して、医療従事者等にプレパンデミックワクチンの接種を開始する。 ⑥ 検疫所からの依頼に基づき、健康監視を実施する。

■第二段階（国内発生早期）

目的	● 県・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ● 県・市内発生に備えて体制の整備を行う。
主な対策	① 市民への正確な情報提供を行う。 ② 国内での発生状況に関する継続的な情報収集および関係機関との情報共有を進める。 ③ 保健所に発熱電話相談センターを設置する。 ④ 県と連携して、感染症指定医療機関等に発熱外来の開設および入院受入体制の整備を依頼する。

■第三段階（県・市内発生早期／感染拡大期／まん延期／回復期）

目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染拡大を阻止し、健康被害を最小限に抑える。 ● 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。
主な対策	<p>（共通）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。 ② 国の方針に基づき、県と連携して、パンデミックワクチン接種体制を整備する。 ③ 県と連携して、社会機能維持のため必要な支援を実施する。
	<p>（県・市内発生早期）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 患者に対する感染症指定医療機関等への入院措置および抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。 ② 積極的疫学調査を行い、濃厚接触者に対しては、外出自粛とした上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与および健康観察を行う。 ③ 学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、個人防護の徹底の周知等公衆衛生対策を実施する。 ④ 事業者に対し、不急の業務縮小に向けた取組みや職場での感染防止策を開始するよう要請する。 ⑤ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みを要請する。
	<p>（感染拡大期）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域での公衆衛生対策を継続して行う。 ② 感染している可能性がある者が受診する医療機関を限定し、医療機関を介した感染拡大を抑制しながら、患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置を行う。
	<p>（まん延期）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域での公衆衛生対策を継続して行う。 ② 医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち軽症者は、原則として自宅療養とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する。 ③ 重症者については、原則としてすべての入院医療機関が受け入れ、治療を行う。
	<p>（回復期）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公衆衛生対策を段階的に縮小させる。

■第四段階（小康期）

目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会機能の回復を図り、流行の第二波に備える。
主な対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。 ② 不足している資器材等の調達および再配備を行う。

【弱毒性の場合】

■前段階（未発生期）

目的	● 新型インフルエンザ発生の情報収集と、発生に備えて体制の整備を行う。
主な対策	① 各部局は、必要な業務継続計画を策定する。 ② 事業者等は業務継続計画を策定する。 ③ 市民や関係機関に対し、感染防止等の情報提供を行う。 ④ 発生状況、感染拡大状況および被害状況を把握するサーベイランスの体制を整備する。 ⑤ 県と連携して、医療体制の整備を行う。

■第一段階（海外発生期）

目的	● 国内発生に備えて体制の整備を行う。
主な対策	① 相談窓口を設置し、ホームページ等により市民や関係機関等への情報提供を行う。 ② 海外での発生状況に関する継続的な情報収集および関係機関との情報共有を進める。 ③ 国内発生に備え、サーベイランスを強化し、医療体制の整備を進める。 ④ 国の方針に基づき、県と連携して、医療従事者等にプレパンデミックワクチンの接種を開始する。 ⑤ 検疫所からの依頼に基づき、健康監視を実施する。

■第二段階（国内発生早期）

目的	● 県・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ● 県・市内発生に備えて体制の整備を行う。
主な対策	① 市民への正確な情報提供を行う。 ② 国内での発生状況に関する継続的な情報収集および関係機関との情報共有を進める。 ③ 保健所に発熱電話相談センターを設置する。 ④ 県と連携して、入院対応医療機関の開設を依頼する。

■第三段階（県・市内発生早期／感染拡大期／まん延期／回復期）

目的	● 感染拡大を阻止し、健康被害を最小限に抑える。 ● 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。
主な対策	（共通） ① 必要に応じ、市民（特に社会的弱者等）への支援を行う。 ② 国の方針に基づき、県と連携して、パンデミックワクチン接種体制を整備する。 ③ 県と連携して、社会機能維持のため必要な支援を実施する。

	<p>(県・市内発生早期)</p> <p>① 患者は原則として自宅において療養するが、重症患者については、感染症指定医療機関以外の一般医療機関においても入院を受け入れる。</p> <p>② 積極的疫学調査を行い、濃厚接触者に対しては、感染拡大防止行動の理解と協力を求める。</p> <p>③ 学校等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。集会・外出の自粛要請は行わないが、感染拡大防止のための注意喚起や運営方法の工夫を要請、個人防護の徹底の周知等公衆衛生対策を実施する。</p> <p>④ 事業者に対し、職場での感染防止策を講じることを検討するよう要請する。</p> <p>⑤ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、必要に応じ事業継続に向けた取り組みを要請する。</p>
	<p>(感染拡大期)</p> <p>① 地域での公衆衛生対策を継続して行う。</p> <p>② 感染している可能性がある者は一般医療機関で受診し、入院を要する患者は一般入院医療機関でも受け入れる。</p>
	<p>(まん延期)</p> <p>① 地域での公衆衛生対策を継続して行う。</p> <p>② 医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち軽症者は、原則として自宅療養とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する。</p> <p>③ 重症者については、原則としてすべての入院医療機関が受け入れ、治療を行う。</p>
	<p>(回復期)</p> <p>① 公衆衛生対策を段階的に縮小させる。</p>

■第四段階（小康期）

目的	● 社会機能の回復を図り、流行の第二波に備える。
主な対策	<p>① 第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。</p> <p>② 不足している資器材等の調達および再配備を行う。</p>

(3) 発生段階別の対策（主要項目別）

■前段階（未発生期）

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
1. 市民への情報提供	① 新型インフルエンザについての正確な情報の発信 ② 感染予防策(手洗いやうがい, 外出時のマスク着用等)の周知啓発 ③ 平常時における食料・生活必需品の備蓄の推奨	① 同左 ② 同左
2. 相談体制	① 平常時の相談体制で対応 ② 発熱電話相談センターの設置準備	① 同左 ② 同左
3. サーベイランス	① 新型インフルエンザ発生地域情報の把握 ② 通常の感染症発生動向調査により患者発生を把握	① 同左 ② 同左
4. 医療	① 発熱外来の整備 ② 県と連携して, 医療機関に対し業務継続計画の策定要請	① 同左 ② 発生状況等により必要に応じ対応
5. 事業者の対応	① ホームページ等による情報提供 ② 県と連携して, 社会機能の維持に関わる事業者に対し業務継続計画の策定要請 ③ 一般の事業者に対し, 重要業務の継続や不急業務の縮小等について検討するよう協力要請	① 同左 ② 発生状況等により必要に応じ対応 ③ 発生状況等により必要に応じ対応
6. 集会・イベント	① 主催者に対し, 開催中止の検討を要請 ② 市主催イベントについては, 開催中止に向けての準備	① 主催者への情報提供
7. 集客施設	① 施設管理者に対し, 運営中止や利用者等の減少を前提として業務継続計画の策定要請 ② 市有施設については, 臨時休業に向けての準備	① 施設管理者への情報提供
8. 社会福祉施設	① 情報提供 ② 業務継続計画の策定要請	① 同左 ② 発生状況等により必要に応じ対応
9. 在宅要援護者	① 対象世帯の把握 ② 支援等に関する方策等を検討	① 同左 ② 発生状況等により必要に応じ対応
10. 学校・保育施設	① 県内発生の場合, 学校等の臨時休業実施についての事前周知 ② 臨時休業中の児童・生徒の健康状態等を把握できるような連絡体制の構築 ③ 臨時休業中における学習指導実施についての検討	① 同左 ② 同左 ③ 同左
11. 治安	① 治安・消防等を維持するため, 関係機関との連携体制の構築	
12. 火葬機能	① 継続的に火葬処理機能を維持するため, 感染予防・まん延防止策や事業継続についての計画等の策定	

■第一段階 (海外発生期)

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
1. 市民への情報提供	① 発生地域等の情報提供および不要不急の旅行等自粛の要請 ② 新型インフルエンザについての正確な情報の発信 ③ 感染予防策(手洗いやうがい, 外出時のマスク着用等)の徹底 ④ 新型インフルエンザ対応の医療機関(発熱外来設置医療機関)や受診方法をホームページ等で周知 ⑤ 県内発生時に備えての食料・生活必需品の備蓄の推奨	① 発生地域等の情報提供および感染予防に努めるよう注意喚起 ② 同左 ③ 同左 ④ 同左 ⑤ 発生状況等により必要に応じ対応
2. 相談体制	① 電話相談窓口を設置 ② 発熱電話相談センター設置のための準備	① 平常時の相談体制で対応 ② 同左
3. サーベイランス	① 国からの要請によりサーベイランスを実施 ② 入力内容については, 高松市個人情報保護条例に基づき対応(以後, 同様の取り扱い)	① 同左 ② 同左
4. 医療	<p>検疫所との連携</p> ① 有症状者, 濃厚接触者, 同乗者および発生国からの入国者について, 検疫所から通知を受けた場合, 健康監視等を実施	<p>検疫所との連携</p> ① 同左
	<p>患者への対応</p> ① 疑い例(要観察例)等を確認した場合は, 感染症指定医療機関等と連絡調整し, 受診指導。また, 必要に応じ患者搬送	<p>患者への対応</p> ① 疑い例(要観察例)等を確認した場合は, 医療機関への受診指導
	<p>検査体制</p> ① 疑い例(要観察例)患者の検体を採取し, 県環境保健研究センターに輸送。PCR検査結果を把握し関係機関に連絡	<p>検査体制</p> ① 発生状況等により必要に応じ対応
	<p>医療体制</p> ① 医療機関に対し, 院内感染対策の徹底について要請 ② 患者の受入れについて, 県と連携し, 感染症指定医療機関等との調整	<p>医療体制</p> ① 同左 ② 患者の受入れについて, 県と連携し医療機関との調整

5. 事業者の対応	① 発生状況等に関する情報提供 ② 国内発生に備え、必要な対策の準備を要請	① 同左 ② 発生状況等により必要に応じ対応
6. 集会・イベント	① 主催者に対し、県内発生に備えて、開催中止の準備を要請	① 一律に開催自粛の要請は行わないが、感染防止策を講じるよう要請
7. 集客施設	① 施設管理者に対し、運営中止や利用者等の減少を前提とした業務継続計画に基づく対応準備を要請	① 運営自粛の要請は行わないが、感染拡大防止を図るための運営方法を工夫するよう要請
8. 社会福祉施設	① 発生状況等に関する情報提供 ② 業務継続計画の実施に備えるよう要請	① 同左 ② 同左
9. 在宅要援護者	① 対象者リストの確認 ② 支援体制の準備	① 同左 ② 同左
10. 学校・保育施設	① 発生状況等に関する情報提供 ② 感染予防策を強化するよう要請	① 同左 ② 同左
11. 治安	① 国内発生時に備え、地域住民に防犯、防犯組織の準備	
12. 火葬機能	① 国内発生時に備え、火葬場の稼働能力の再認識と使用燃料備蓄量の増強	

■第二段階 (国内発生早期)

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
1. 市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 発生地域等の情報提供および不要不急の旅行等自粛の要請 ② 新型インフルエンザについての正確な情報の発信 ③ 感染予防策（手洗いやうがい，外出時のマスク着用等）の徹底 ④ 新型インフルエンザ対応の医療機関（発熱外来設置医療機関）への受診方法の周知 ⑤ 県・市内発生に備えての食料・生活必需品の備蓄の推奨 ⑥ 市が実施する対策の周知と協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ① 発生地域等の情報提供および感染予防に努めるよう注意喚起 ② 同左 ③ 同左 ④ 医療機関への受診方法の周知 ⑤ 発生状況等により必要に応じ対応 ⑥ 同左
2. 相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 発熱電話相談センターを設置 ② 感染を疑う場合には，必ず発熱電話相談センターに相談し，発熱外来を受診するよう周知 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同左 ② 発熱電話相談センターの役割として，受診する医療機関が分からない人への適切な医療機関の紹介や，自宅療養中の患者への相談対応等についての電話による情報提供
3. サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ① 国からの要請によりサーベイランスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同左
4. 医療	<p>患者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① インフルエンザ様症状のある者に対し，発熱外来設置医療機関への受診指導 ② 患者，疑似症患者が発生した場合は，疫学調査，入院勧告，感染症指定医療機関等への搬送等必要な措置を実施 ③ 濃厚接触者に対し，健康観察期間を設定し，健康観察，外出自粛を要請する。有症時のマスク着用，早期受診等の対応を指導 	<p>患者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① インフルエンザ様症状のある者は原則すべての医療機関で受診 ② 患者に対し，感染症法に基づく入院措置は行わず，患者のうち軽症者は原則として自宅療養とし，重症者は入院治療 ③ 濃厚接触者に対し，感染拡大防止行動（外出自粛等）の協力および発熱等の症状出現時の保健所等への連絡要請

	<p>検査体制</p> <p>① 患者、疑似症患者の検体を採取し、県環境保健研究センターに輸送しPCR検査を実施。検査結果を把握し、関係機関に結果を報告</p> <p>医療体制</p> <p>① 患者の受入れについて、感染症指定医療機関等と連携</p> <p>② 診療を担当する医療機関に発熱外来を設置</p> <p>③ 医療機関に対し、県と連携して業務継続計画に基づく対応を要請</p>	<p>検査体制</p> <p>① 入院患者、重症化のおそれのある者についてPCR検査</p> <p>医療体制</p> <p>① 原則、すべての医療機関で対応</p> <p>② 原則、すべての医療機関で対応</p> <p>③ 発生状況等により必要に応じ対応</p>
5. 事業者の対応	<p>① 発生状況等に関する情報提供</p> <p>② 社会機能の維持に関わる事業者に対し、県と連携して業務継続計画に基づく対応を要請</p> <p>③ 一般の事業者に対し、不急の業務の縮小に向けた取組みや、職場での感染防止策を開始するよう要請</p>	<p>① 同左</p> <p>② 発生状況等により必要に応じ対応</p> <p>③ 一般の事業者に対し、必要に応じ職場内における感染防止策を講じることを検討するよう要請</p>
6. 集会・イベント	<p>① 主催者に対し、開催を自粛するよう要請</p> <p>② 市民に対し、不特定多数の者が集まる場所などには極力行かないよう情報発信</p>	<p>① 一律に開催自粛の要請は行わないが、感染防止策(※)を講じるよう要請</p>
7. 集客施設	<p>① 施設管理者に対し、運営を自粛するよう要請</p> <p>② 市民に対し、不特定多数の者が集まる場所などには極力行かないよう情報発信</p>	<p>① 一律に運営自粛の要請は行わないが、感染防止策(※)を講じるよう要請</p>
8. 社会福祉施設	<p>① 発生状況等に関する情報提供</p> <p>② 県・市内で発生した場合、直ちに業務継続計画を実施できるよう要請</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p>
9. 在宅要援護者	<p>① 地域の流通状況等、必要な情報を収集し、状況に応じた支援の実施</p> <p>② 要支援世帯の安否確認に際し、感染防止策を講じるよう要請</p>	<p>① 同左</p> <p>② 発生状況等により必要に応じ対応</p>
10. 学校・保育施設	<p>① 発生状況等に関する情報提供</p> <p>② 感染防止策を強化するよう要請</p>	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p>

	③ 学校等の設置者に対し，県・市内で新型インフルエンザが発生した場合，臨時休業を要請する旨を通知	③ 学校等の設置者に対し，当該施設内で新型インフルエンザが発生した場合，臨時休業・登園自粛等を要請する旨を通知
11. 治安	① 治安・消防等を維持するため，関係機関との連携を図り，必要に応じ対応を要請	① 発生状況等により必要に応じ対応
12. 火葬機能	① 火葬機能の維持と稼動状況の随時把握	

(※)集会・イベント，集客施設での感染防止策の例

- ・発熱や咳などの症状のある方や体調のすぐれない方は参加を控えるよう呼びかけること
- ・参加者に対して，「咳エチケット」の励行をお願いすること
- ・入口などに，アルコール消毒液を設置するなど，感染機会を減らすための工夫をすること
- ・会場等の環境整備や換気を適切に実施すること
- ・運営スタッフに対して，感染予防に関する研修等を行い，感染予防策を実施すること
- ・感染が疑われる訪問者，利用客等が急に来場した場合にも，十分な感染防止策を講じることができる体制を構築すること

■第三段階 (県・市内発生早期/感染拡大期/まん延期/回復期)

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
1. 市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザについて正確な情報発信 ② 医療機関受診方法(受診前の電話相談)について、混乱を生じないように周知徹底 ③ 感染予防策(手洗いやうがい、外出時のマスク着用等)の周知徹底 ④ 食料・生活必需品の備蓄の勧奨 ⑤ 救急車両の安易な利用の自粛徹底 ⑥ 不要不急の外出自粛の要請 ⑦ 患者発生、医療機関の受入れ等の情報提供 ⑧ まん延期には、重症者を除き、インフルエンザ様症状のある患者は自宅療養に努め、受診が必要な者については、原則すべての医療機関において受診できる旨を周知 ⑨ 発生時に市が実施する対策の周知と協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同左 ② 同左 ③ 同左 ④ 発生状況等により必要に応じ対応 ⑤ 同左 ⑥ 外出自粛要請は行わず、感染予防に努めるよう注意喚起 ⑦ 同左 ⑧ インフルエンザ様症状のある患者は、原則すべての医療機関で受診できる旨を周知 ⑨ 同左
2. 相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 発熱相談センターの運営を継続 ② 生活福祉全般の相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同左
3. サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ① 国からの要請によりサーベイランスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同左
4. 医療	<p>患者・接触者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 患者、疑似症患者が発生した場合は、疫学調査、入院勧告、感染症指定医療機関への搬送等必要な措置を実施。なお、まん延期には、入院措置を中止 ② 濃厚接触者に対し、健康観察期間を設定し、健康観察、外出自粛を要請。有症時のマスク着用、早期受診等の対応を指導 <p>検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 患者、疑似症患者の検体を採取し、県環境保健研究センターに輸送しPCR検査を実施。検査結果を把握し、関係機関に結果を報告 	<p>患者・接触者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 患者、疑似症患者は原則として自宅療養とするが、重症者は入院治療 ② 感染拡大防止策のため、集団発生が予想される場合、集団に対する感染防止 <p>検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入院患者、重症化のおそれのある者についてPCR検査

	<p>医療体制</p> <p>① 発熱外来設置医療機関および新型インフルエンザ入院対応医療機関に対し、患者対応を要請</p> <p>② 発熱外来設置医療機関および新型インフルエンザ入院対応医療機関に不足が生じた場合は、患者の治療について、市医師会等と協議し、診療を担当している医療機関への医師、看護師の派遣を要請し、応援による医療体制を確立</p> <p>③ 感染症指定医療機関等が満床などにより入院患者の収容が困難な場合、公共施設に臨時施設を設置</p> <p>④ まん延期には、発熱外来設置医療機関に対し電話診療の実施の要請</p> <p>⑤ 離島対策については、県と連携して離島から患者等の搬送体制の確保</p>	<p>医療体制</p> <p>① 原則すべての医療機関で受診</p> <p>② 発生状況等により必要に応じ対応</p> <p>③ 発生状況等により必要に応じ対応</p> <p>④ 発生状況等により必要に応じ対応</p> <p>⑤ 発生状況等により必要に応じ対応</p>
5. 事業者の対応	<p>① 社会機能の維持に関わる事業者に対し、県と連携して業務継続計画に基づく対応を要請</p> <p>② 一般の事業者に対し、不急の業務の縮小や職場での感染拡大防止策を講ずるよう要請</p>	<p>① 発生状況等により必要に応じ対応</p> <p>② 事業者全般に対し次の事項を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場内における感染拡大防止策を講じることの検討 ・従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、当該従業員に対する配慮 ・必要に応じ時差出勤や自転車通勤などの感染機会を減らすための工夫の検討
6. 集会・イベント	<p>① 主催者に対し、開催自粛を要請</p> <p>② 市主催イベントは開催を中止もしくは延期</p>	<p>① 一律に開催自粛の要請は行わないが、必要に応じ感染拡大防止策を講じるよう要請</p> <p>② 市主催イベントについては、開催の必要性を検討する</p>

	③ 市民に対し、不特定多数の者が集まる場所などには極力行かないよう情報発信	とともに、感染機会を減らすための工夫を検討
7. 集客施設	① 施設運営者に対し、臨時休業を要請もしくは利用者の減少を前提とした業務継続計画に基づく対応を要請 ② 市有施設は原則、臨時休業 ③ 市民に対し、不特定多数の者が集まる場所などには極力行かないよう情報発信	① 一律に運営自粛の要請は行わないが、必要に応じ感染拡大防止策を講じるよう要請 ② 市有施設については、必要に応じ感染拡大防止策を講じ運営
8. 社会福祉施設	① 入所施設については、運営を継続しながら施設内における感染予防・まん延防止策の徹底を要請 ② 通所施設については、業務の休止または縮小を要請。市立の通所施設は業務休止	① 施設内における感染拡大防止策を講じるよう要請 ② 通所施設内で患者が発生した場合、必要に応じ利用自粛を要請
9. 在宅要援護者	① 地域の流通状況等、必要な情報を収集し、状況に応じた支援の実施 ② 要支援世帯の安否の確認	① 同左 ② 同左
10. 学校・保育施設	① 臨時休業を要請 ② 臨時休業中における学習指導対策を実施するよう要請 ③ 臨時休業中の児童・生徒の健康状況等の把握	① 患者が発生した学校については、必要に応じ臨時休業を要請 ② 患者が発生した保育所については、登所・登園の自粛を要請 ③ 同左

11. 治安	① 継続的に治安・消防等を維持するため、関係機関との連携体制の強化を図り、必要に応じ対応を要請	① 治安維持を図るため、必要に応じ関係機関に対応を要請
12. 火葬機能	① 火葬機能の維持と稼動状況の把握 ② 死亡者数が火葬能力を超えた場合、状況に応じて臨時遺体安置所の設置	① 同左

■第四段階（小康期）

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
1. 市民への情報提供	① 新型インフルエンザについての正確な情報発信 ② 感染予防策（手洗いやうがい、外出時のマスク着用等）の周知徹底 ③ 第2波に備えた食料・生活必需品の備蓄勧奨	① 同左 ② 同左 ③ 発生状況等により必要に応じ対応
2. 相談体制	① 発熱電話相談センターの縮小・中止	① 同左
3. サーベイランス	① 国からの要請によりサーベイランスを実施	① 同左
4. 医療	① 通常の医療体制への復帰 ② 発熱外来の縮小・中止	① 同左
5. 事業者の対応	① 自粛要請の解除 ② 事業者は業務継続計画の評価、計画の見直しにより、第2波への準備	① 自粛要請を行っていないため、特段の措置なし ② 同左
6. 集会・イベント	① 各地域の感染動向を踏まえつつ、開催自粛を解除	① 開催自粛の要請を行っていないため、特段の措置なし
7. 集客施設	① 各地域の感染動向を踏まえつつ、運営自粛の解除	① 運営自粛の要請を行っていないため、特段の措置なし
8. 社会福祉施設	① 自粛要請の解除 ② 小康状態においても、必要に応じ感染予防・まん延防止策を講じるよう要請 ③ 業務継続計画の評価、計画の見直しにより、第2波への準備	① 同左 ② 同左 ③ 同左
9. 在宅要援護者	① 状況に応じ、必要な支援の継続	① 同左
10. 学校・保育施設	① 学校・保育施設の再開等の時期について検討 ② 小康状態においても、必要に応じ感染予防・まん延防止策を講じるよう要請	① 必要に応じ感染予防・まん延防止策を講じるよう要請
11. 治安	① 状況に応じ、必要な対応の継続	① 同左
12. 火葬機能	① 状況に応じ、必要な対応の継続	① 同左

用語解説

あ行

「インフルエンザ」

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、A・B・Cの3型に分けられ、このうち、流行的な広がりを見せるのはA型とB型である。A型ウイルス粒子表面にはヘマグルチニン（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という糖蛋白があり、HAには16の亜型が、NAには9つの亜型がある。これらは様々な組み合わせをして、ヒト以外にもブタやトリなどその他の宿主に広く分布し、A型インフルエンザウイルスは、人と動物の共通感染症としてとらえられている。また、豚インフルエンザに由来する新型インフルエンザはH1N1型、高病原性鳥インフルエンザに由来するインフルエンザはH5またはH7型に分類される。また、季節性インフルエンザのうち香港型はH3N2型、ソ連型はH1N1型である。

「疫学調査」

感染者や感染者に接触歴のある人を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。

か行

「感染症指定医療機関」

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関のこと。

「業務継続計画」

新型インフルエンザが発生した際、事業所内における感染拡大防止と社会機能維持の観点から、欠勤率が最大40%になることも想定しつつ、職場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続し、または不急の業務を縮小・中止するため、各事業者において事業を継続するための計画をいう。

BCP (Business Continuity Plan) と呼ぶこともある。

さ行

「サーベイランス」

見張り、監視制度という意味。

特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析が行われている。

「咳エチケット」

咳やくしゃみで放出される病原体によって広がるインフルエンザ等の感染症を、他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。

※ 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1 m以上離れる。

鼻汁・痰などを含んだティッシュを、ゴミ箱に捨て他の人が触らないようにする。

手を石鹸等で丁寧に洗い、ドアノブ等の汚染を防ぐ。

咳をしている人はマスクを着用し、他の人への感染を防ぐ。

「積極的疫学調査」

感染患者を確認したときに実施される、症例調査と接触者調査のことをいう。新型インフルエンザについては、感染症法第15条に基づき実施される。

なお、症例調査とは、症例に対して、疫学情報や臨床情報などに関して直接情報収集を行うとともに、臨床部門、検査部門との調整により検体検査も行う中で、症例の行動に関する詳細な情報の把握と、接触者のリストアップにより、感染源を特定していくことをいう。

また、接触者調査とは、症例の接触者に対する調査であり、接触者に対する電話指導等による保健指導を行い、接触者の状況を追跡することで、接触者の感染を早期に発見し、感染の拡大を防止するための調査である。

た行

「鳥インフルエンザ」

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家禽に対し高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥またはその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。

な行

「入院勧告」

感染症法第26条の規定により準用する同法第19条および第20条に基づき、知事が新型インフルエンザ感染患者に対して医療機関（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関もしくは第二種感染症指定医療機関等）に入院させること。

「濃厚接触者」

新型インフルエンザを発症した患者から、高い確率で新型インフルエンザの感染を受けた可能性のある人で、勤務先、学校、医療機関の待合室、会食やパーティー、カラオケボックス、乗用車の同乗等での近距離接触者等が該当する。

例として、同一住居に居住する人、手に触れること、会話することが可能な距離でマスク等を装着しなかったり、正しく装着せずに患者と対面での会話や挨拶等の接触のある者。

は行

「発熱外来」

新型インフルエンザに係る診療を効率化し、混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者を振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大防止を図ることを目的とする。

第三段階のまん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージ(振り分け)により、入院治療の必要性を判断することをその目的とする。

「発熱相談センター」

都道府県および保健所設置市に設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザ患者の早期発見、当該患者が事前連絡なく直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民の心理的サポートおよび特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

高松市では、「発熱電話相談センター」と称している。

「パンデミック」

感染症の世界的大流行のこと。

特に、新型インフルエンザウイルスのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

「パンデミックワクチン」

新型インフルエンザが発生した段階で、新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

「フェーズ」(phase : 段階, 期の意)

世界保健機関(WHO)は、感染が世界的に大流行する危険性や、事前対策を実施する必要性について知らせることを目的として、警戒レベルを1から6の六段階に分類している。その指定はWHOの事務局長が行う。その際の規定要素には循環しているウイルスの特徴などがある。

フェーズの分類

- 1 : 動物から人に感染する可能性を持つ型のウイルスはなし
- 2 : 動物から人に感染し、大流行となる可能性があるウイルスを検出
- 3 : 新型による感染はあるが、継続的に人から人への感染はなし
- 4 : 新型が人から人に継続的に感染する
- 5 : WHOの1地域に属する2か国以上で、新型により感染が継続
- 6 : 5の条件に加え、別のWHOの地域の1か国以上で新型による感染が継続

1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 の順で警戒水準(フェーズ)は上がる。

「PCR」(Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行う、リアルタイムPCRが実施されている。

「プレパンデミックワクチン」

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高いインフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのこと。